

知っておこうクーリング・オフ制度!

クーリング・オフ制度とは、消費者が特定の取引で商品やサービスの購入をした時、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度のことです。

対象取引 (特定商取引法)

※条件によってはクーリング・オフできない場合がありますので、お住まいの市町村窓口または消費生活センターにお問い合わせください。

取引形態	期間(注)	対象
訪問販売	8日間	キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む
電話勧誘販売	8日間	電話で勧誘が行われる商品・サービス
特定継続的役務提供	8日間	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス
連鎖販売取引	20日間	マルチ商法
業務提供誘引販売取引	20日間	内職商法、モニター商法等
訪問購入	8日間	業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの

(注) 期間は、申込書面または契約書面のいずれか早く受け取ったほうの日から計算します。

手続き

- 必ず書面で通知（はがきで可能）
- 書面のコピーを取る（はがきの両面）
- 特定記録郵便など記録が残る方法で郵送
- クレジット契約の場合、クレジット会社にも通知

記載例①販売会社あて

通知書

次の契約を解除します。
 契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××× ■■■ 営業所
 担当者 △△△△
 支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。
 平成〇〇年〇月〇日
 高知県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇

記載例②クレジット会社あて

通知書

次の契約を解除します。
 契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××× ■■■ 営業所
 担当者 △△△△
 クレジット会社 △△△株式会社
 平成〇〇年〇月〇日
 高知県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇 〇〇

※クーリング・オフの通知は自分で書くことができます。書き方や手続き方法が分からないときは、悩んでいないで、すぐにお近くの消費生活センター等へ相談しましょう。

知るぽるとHP「今月のクイズ」より クイズで学ぼう! お金のイロイロ (問い)

金融トラブル編



知るぽるとキャラクター
矢口百太(矢口家の次男)

Q. 特殊詐欺（振り込め詐欺など）の被害者は、どの年齢層に多いのでしょうか？

- ①50歳代 ②60歳代 ③70歳代以上 ④どの世代も幅広く

答えは次のページ ⇒

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

知るぽると

www.shiruporuto.jp
高知県金融広報委員会
(事務局 高知銀行高知支店4階特別課)

TEL:088-822-0114

ホームページ

高知県金融広報委員会

検索